

審議 ②

【業務委託】

契 約 方 法 (総合評価一般競争入札の方法によることとした理由)	総合評価一般競争入札 (理由：別紙① 業務概要のとおり)
発 注 局	消防局
業 務 名 称	応急手当普及啓発業務委託 長期継続
業 務 概 要	別紙① 業務概要のとおり
入札参加資格及び 当該資格の設定理由	別紙① 業務概要 及び 別紙③ 入札説明書のとおり
落 札 者 決 定 基 準	別紙③ 入札説明書のとおり
公 告 日	令和 2 年 1 0 月 9 日
開 札 日	令和 2 年 1 2 月 2 1 日
落 札 決 定 日	令和 3 年 2 月 3 日
入札参加申出者数、 入札参加承認者数及び 入札参加資格により排除された入札 参加申出者がいた場合の排除理由	申出者数 1 者 承認者数 1 者 排除理由：
予 定 価 格 (税 抜 き)	1 9 1, 6 4 4, 5 8 4 円
評 価 合 計 点	4 6. 1 点 (1 0 0 点満点)
落札金額(税抜き) 及 び 落 札 率	1 9 1, 4 3 0, 0 0 0 円 (落札率 99.8%)
契 約 金 額 (税 込 み)	2 1 0, 5 7 3, 0 0 0 円 (191, 430, 000 円 + 消費税 19, 143, 000 円)
契 約 相 手 方	一般財団法人 大阪消防振興協会
契 約 日	令和 3 年 4 月 1 日
入 札 参 加 者 数	1 者
入札経過及び入札結果	別紙② 入札経過調書のとおり
備 考	

業 務 概 要

1 業務概要

(1) 目的

事故や急病により目の前で人が倒れたとき、救急車が到着するまでの間に、傷病者の身近にいる人々が、迅速で的確な応急手当を実施することが、それに引き続く救急隊の応急処置や医療機関での救命処置の効果を高め、救命効果の向上につながります。

応急手当普及啓発業務は、市民に対して応急手当に関する知識と技術を普及啓発することにより、傷病者の救命率の向上と大震災等の大規模災害時における市民等の自主救護能力の向上を図ることを目的として、講習を実施するものです。

(2) 講習の種別

① 救命入門コース（90 分コース）

受講対象者を概ね 10 歳以上とし、心肺蘇生法のうち、主に胸骨圧迫及び A E D の使用法を中心とする 90 分間の応急手当への導入講習を実施し、参加証を交付する。

② 救命入門コース（45 分コース）

訓練資器材を充実させる（2 名以下に 1 セット用意する）ことで訓練時間を十分確保し、90 分コースと同じ内容で 45 分間の応急手当への導入講習を実施し、参加証を交付する。また、小学校高学年以上の受講者（小学生限定）にはこども救命士認定証（参加証と同等）を交付する（90 分コースでも同様に交付）。

③ 普通救命講習Ⅰ

A E D を使用した成人に対する心肺蘇生法や、大出血時の止血法が確実に行えるように、受講者に実技を中心とした 3 時間の講習を実施し、修了証を交付する。

④ 普通救命講習Ⅱ

A E D を使用した成人に対する心肺蘇生法や、大出血時の止血法が確実に行えるように、筆記試験や実技試験を取り入れた 4 時間の講習を実施し、修了証を交付する。

⑤ 普通救命講習Ⅲ

A E D を使用した小児、乳児及び新生児に対する心配蘇生法や、大出血時の止血法が確実に行えるように、受講者に実技を中心とした 3 時間の講習を実施し、修了証を交付する。

⑥ 上級救命講習

A E D を使用した心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）や、大出血時の止血法、傷病者管理、外傷の手当、搬送法などの講習内容で筆記試験や実技試験を含めた 8 時間の講習を実施し、修了証を交付する。

⑦ 応急手当普及員講習

- ・事業所や地域の自主防災組織等において、従業員や構成員の方に対して、救命入門コースや普通救命講習その他の応急手当の普及指導に従事する指導員を養成するための講習。
- ・A E D の使用法を含めた応急手当の基礎知識、実技、指導要領などを中心とした 24 時間（3 日間）の講習を実施し、認定証を交付する。

⑧ 患者等搬送乗務員講習

安心して利用できる患者搬送車の乗務員を養成する講習で、3日間の講習を実施し、適任証を交付する。

(3) 変遷

平成5年3月	国において、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」が制定
平成6年4月	当局における「応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱」により応急手当普及啓発業務を開始
平成17年4月	市民や事業所等の従業員を対象としたAEDの使用法を含む講習会を開始
平成24年11月	市民のニーズに応えた講習会を実施するため、新たに普通救命講習Ⅲ、救命入門コースが追加
平成29年4月	より市民のニーズに応えた講習会を実施するため、新たに救命入門コース（45分コース）が追加

2 履行期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

3 履行内容

- (1) 救命入門コース 6回
- (2) 普通救命講習 455回以上
- (3) 上級救命講習 58回以上
- (4) 応急手当普及員講習 27回以上
- (5) 応急手当普及員再講習 45回以上
- (6) 患者等搬送乗務員基礎講習 2回
- (7) 患者等搬送乗務員基礎講習(車椅子) 1回
- (8) 患者等搬送乗務員定期講習 4回
- (9) その他応急手当普及啓発に関すること

4 入札参加資格及び設定理由

本業務特有の入札参加資格は特になし。

5 入札の手法を総合評価一般競争入札とした理由

価格面だけではなく、業務計画や業務体制、新たな取り組みの提案等の技術やノウハウ等に関して総合的に評価することにより、当該業務の質を維持または向上させるとともに、実績のある業者だけでなく、他の業者による入札の可能性を広げるため。

入札経過調書(総合評価)				
案件名称	応急手当普及啓発業務委託 長期継続			
履行又は納入場所	入札説明書のとおり	(入札の日時) 令和2年12月21日 11時00分		
入 札 者	入 札 金 額 (税抜)	価格評価点	技術的評価点	評価合計点
		50 点満点	50 点満点	100 点満点
(一財) 大阪消防振興協会	191,430,000 円	0.1 点	46 点	46.1 点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
	円	点	点	点
上記入札金額に、10%に相当する額を加算した金額が、法令上の入札価格です。				
評価合計点の最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、技術的評価点の高いものを落札候補者と決定し、技術的評価点においても同点数の場合は、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定し、ヒアリング等を行った後契約相手方を決定しました。				
落札者又は 契約の相手方	(一財)大阪消防振興協会	落札金額 又は 決定金額 及び 評価合計点	191,430,000 円	
決定日	令和3年2月3日		46.1 点	
予定価格(税抜)		191,644,584 円		

入 札 説 明 書

公示日 令和2年10月9日（金）

次のとおり、大阪市告示に係る入札公示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札に付する事項		
(1)	案件名称	応急手当普及啓発業務委託 長期継続
(2)	履行場所	本市指定場所
(3)	委託概要	別紙仕様書のとおり
(4)	履行期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
(5)	本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び同法施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価一般競争入札を適用する。	
2. 日程		
(1)	公示日	令和2年10月9日（金）
(2)	入札参加申請受付開始日	令和2年10月9日（金）
(3)	入札参加申請締切日時	令和2年11月2日（月） 午後5時30分
(4)	入札参加資格の審査結果通知日	令和2年11月11日（水）
(5)	入札日時	「10. 入札執行日時及び場所等」を参照
3. 契約条項		
	別添「業務委託契約書（長期継続契約用）」のとおり。	
4. 担当		
	大阪市消防局総務部総務課（調達） 〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号 電話 06-4393-6050	
5. 入札参加資格		
(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること	
(2)	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと	
(3)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと	
(4)	令和元・2・3年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 09 研修」または「13 その他代行 26 その他」で登録していること。 なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ（電話 06-6484-7083）に行えば当該審査を行う。ただし、令和2年11月2日（月）午後5時30分までに資格審査申請を行わない場合は入札に参加することができない。	
(5)	資本関係・人的関係に関する調書を提出できること	
6. 関係会社の参加制限		
当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。		

(1)	資本関係	次のいずれかに該当する2者の場合。 ア 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合 イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2)	人的関係	次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（民事再生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 ア 一方の会社の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持ち分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合 ウ 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
(3)	右のいずれかに該当する2者の場合	ア 組合とその組合員 イ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合 ウ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合 エ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合 オ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合
(4)	その他入札の適正さが阻害されていると認められる場合	

7. 入札参加申請		
(1)	申請書類	ア 入札参加申請書 イ 資本関係・人的関係等に関する調書
(2)	申請書類及び仕様書の交付場所	「4. 担当」及び大阪市ホームページ https://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/26-Curr.html
(3)	受付期間	公示の日から令和2年11月2日（月）午後5時30分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までの間、または本市の休日を除く）
(4)	受付場所	持参または大阪市契約規則第25条第2項に規定する郵便等（簡易書留郵便もしくは信書が扱え、送付履歴がわかるもの。以下「郵便等」という。）により、令和2年11月2日（月）午後5時30分までに「4. 担当」に必着のこと
(5)	審査結果通知	令和2年11月11日（水）に、入札参加資格の審査結果を通知する。 なお入札参加資格を認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

		入札参加資格を認められた者については同日より「４．担当」において入札書を配布する。
８．入札参加資格を認めなかった申請者に対する理由の説明		
	入札参加資格を認められなかった申請者はその理由について説明を求めることができるので、令和２年 11 月 24 日（火）午後５時 30 分までに「４．担当」に書面を持参すること。なお、回答については令和２年 12 月 3 日（木）までに書面で行う。	
９．質問事項の受付、締切及び回答		
（１）	仕様書等の内容に関する質問は、書面により提出すること。	
（２）	質問は、仕様書に添付の質問票に記載し、電子メール、持参または郵便等により提出すること。 （提出先は「４．担当」に同じ）。 電子メール質問先： shobo-keiyaku@city.osaka.lg.jp	
（３）	質問の受付は、令和２年 11 月 11 日（水）から令和２年 11 月 20 日（金）午後５時 30 分まで（必着）とする。 締切以降の質問については受け付けない。	
（４）	質問に対する回答については、令和２年 11 月 30 日（月）から令和２年 12 月 21 日（月）まで大阪市消防局ホームページの「入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。 https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/category/3047-1-0-0-0-0-0-0-0.html	
10．入札執行日時及び場所等		
（１）	入札書受付日時	令和２年 12 月 21 日（月）午前 11 時から午前 11 時 30 分まで 入札時、入札書及び企画提案書等必要書類を提出すること <u>所定の企画提案書等様式に入札者の記名押印がないものは提出がなかったものとみなす。</u> 郵便等による入札の場合は、令和２年 12 月 18 日（金）の午後５時 30 分までに「４．担当」に必着のこと なお、この場合は二重封筒を用い、表封筒に入札案件名称を明記するとともに「入札書在中」と朱書きのうえ総務課（調達）宛親展とし、内封筒に「入札書」、「企画提案書」と記載し、入札書と企画提案書等様式を別封筒にすること
（２）	入札金額発表	令和２年 12 月 21 日（月）午前 11 時 30 分から
（３）	再度入札	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を行う。但し、企画提案書を変更することなく、再度入札に応じることができる場合に限る。
（４）	場所	大阪市消防局庁舎 ５階入札室 〒550-8566 大阪市西区九条南 1 丁目 12 番 54 号
11．入札に参加することができない者		
（１）	入札参加申請締切時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者	
（２）	入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「５．入札参加資格」の要件を満たさなくなった者	
12．入札方法等		
（１）	入札方法	紙入札により行う。
（２）	入札書記載金額	入札書に記載する金額は、総額（長期継続契約対象案件の場合は期間の総額）を

		記載すること 入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること
13. 落札者の決定方法		
	本業務にとって最適な事業者を選定するため、「14. 落札者決定基準」により、落札者を決定する。予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、以下のア～イによって落札候補者を決定する。 なお、以下のア～イで落札候補者を決定できない場合は、当該入札参加者立会いのもと、くじを引かせ、落札候補者を決定する。くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせることができる。 ア 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合「技術点」が高い者を落札候補者とする。 イ 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合「入札金額」が低い者を落札候補者とする。	
14. 落札者決定基準		
(1)	評価にあたっては、100 点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。	
(2)	評価を「価格評価」及び「技術的評価」に区分し、その配点をそれぞれ 50 点、50 点とする。	
(3)	「技術的評価」については、「基本的な考え方」、「履行体制」、「事業者の経験」、「業務従事者の資格及び経験」及び「研修体制」に区分して評価し、その配点をそれぞれ 8 点、16 点、4 点、16 点、6 点とする。	
(4)	詳細は、添付の「評価項目詳細シート」のとおり	
15. 入札保証金等		
(1)	入札保証金	免除（見積った契約希望金額の 100 分の 3 以上） ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額））の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。
(2)	契約保証金	要 契約金額の 100 分の 10 以上納付 ただし、契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、契約保証金を免除する。
(3)	保証人	不要
16. 入札の無効について		
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。		
(1)	大阪市契約規則第 28 条第 1 項の規定に該当する入札	
(2)	本市が交付した入札書を用いないでした入札	
(3)	申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札	
(4)	落札決定までの間に停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札	
(5)	「6. 関係会社の参加制限」(1)～(4)に該当する 2 者がしたそれぞれの入札	

17. その他事項	
(1)	入札書提出後の辞退は、原則として認めない。
(2)	提出された資格審査資料、根拠資料等は、申請者に無断で他に使用しない。
(3)	仕様書等の内容を十分確認した上で入札参加を行うこと。
(4)	落札候補者に対して、落札決定前に企画提案内容をふまえた内容によりヒアリングを行う。本市より説明を求められた場合は、落札候補者はこれに応じること。 落札候補者はヒアリング後、企画提案内容に適合した履行を行う旨の誓約書を提出しなければならない。
(5)	入札参加申請期限から入札書提出までの間において、「6. 関係会社の参加制限」に該当する事実が判明した者は、入札に参加することができない。ただし、該当する者のうち1者を除くすべての者が入札を辞退した場合は、残る1者は入札に参加することができる。
(6)	落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
(7)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(8)	契約書作成の要否 要
(9)	契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(10)	落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「4. 担当」に、別途添付の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」（※契約金額が500万円以上の場合のみ）を両面印刷し、提出するとともに、契約締結の手続きを行うこと ※契約金額：入札金額に1.10を乗じた額
(11)	この契約は地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続規約案件である。
(12)	契約の締結は、令和3年度予算が発効したときとする。
(13)	この入札説明書に定めのない事項については、関係法令の他、「大阪市契約規則」、「入札の手引」等の定めるところによる。

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

〔 応急手当普及啓発業務委託 長期継続にかかる
総合評価一般競争入札 〕

様式・添付資料の作成及び提出に当たっての注意事項

この「評価項目 詳細シート」をよく読んで、

- 1.「様式0(表紙)」から「様式6－6」の順番に編綴して提出すること。
- 2.各様式間などに見出しや分界紙は一切使用しないこと。
- 3.様式に添付書類がある場合は、それぞれの様式のすぐ後ろに編綴すること。
- 4.「業務実施計画」など提出を求めている添付書類についても同様とする。
- 5.ホチキス留めはしないこと。
- 6.添付書類については、
 - ①必ず「片面・A4判」とすること。
 - ②膨大とならないように、要約すること。
 - ③必要に応じて表紙を添付されることは支障ありません。
- 7.提出書類(様式及び添付書類)については、各1部提出すること。

総合評価一般競争入札（ 応急手当普及啓発業務委託 長期継続 ） における評価項目、評価点の配分について

※評価の詳細については、後掲の各評価項目詳細シートをご確認ください。

評価項目		評価点		評価内容		加点方法	徴収書類	詳細シート	
分類	細分類	総点	個別点						項目
1 価格評価	1－1 価格評価	50	50	1－1－1 価格評価点について	予定超過 ＝ 評価対象外 予定価格以下 ＝ 価格評価（0～50点）		入札書	別紙 1	
2 技術的評価	2－1 基本的な考え方	8	8	2－1－1 本業務の目的及び必要性の理解度について	2-1-1-① 本業務の目的及び必要性の理解度について、記載内容に基づき評価する。 【加点方法】 各項目ごとに評価し、合計点を加点とする。 1点 応急手当普及啓発業務の目的について 1点 応急手当の重要性について 1点 救命の連鎖について 1点 J R C蘇生ガイドラインの改訂について 1点 突然死の予防について 1点 救命蘇生法における倫理と法律について	2-1-1-① 基本的な考え方について（様式 1）	別紙 2		
					2-1-1-② 本業務に関する新たな取組みが提示されている … 2点	2-1-1-② 新たな取組み（様式指定なし）			
	2－2 履行体制	16	10	2－2－1 業務実施計画について	2－2－1 仕様書に記載されている業務内容が網羅され、さらに下記の内容について業務実施計画に実現性があるかを評価する。 【加点方法】 各項目ごとに評価し、合計点を加点する。 1点 業務を円滑に行うためのバックアップ体制が記載されている 2点 講習の特徴を踏まえ指導効果が高まる工夫がされている 1点 十分なスタッフが配置されている（計7名以上：指導者資格を有する者6名以上及び受付要員1名） 2点 普及啓発について具体的な実施計画が記載されている 1点 講習等で使用する訓練人形等のメンテナンス管理について記載されている 2点 新型コロナウイルス等の感染症に対する感染拡大防止対策について記載されている 1点 受講後、応急手当に対する意識の変化に関する調査について記載されている	2-2-1 業務実施計画書（様式指定なし）	別紙 3		
					6	2－2－2 危機管理対策について		3点 情報セキュリティに関する対策計画の作成	2-2-2-① 情報セキュリティー対策計画（様式指定なし）
			3点 緊急事案発生時の対応要領の作成	2-2-2-② 緊急事案発生時の対応要領（様式指定なし）					
	2－3 事業者の経験	4	4	2－3－1 類似業務の経験の有無について	4点 過去 3 年間の当該業務又は類似業務の履行実績	2-3-1 履行実績調書（様式 2）及び履行実績を証明する書面	別紙 5		
	2 技術的評価	2－4 業務従事者の資格及び経験	16	10	2－4－1 指導者の資格及び配置状況について	2-4-1 … 10点 指導者の配置状況について評価する。 【加点方法】 各講習、主担となる指導者の資格を1つ選択し記入すること。 （主担となる指導者の資格とは、業務開始時から業務完了までの実施回数全てを対象に、2名以上配置する指導者の資格をいう） ※主担となる指導者資格が複数区分に該当する場合であっては、点数の高い方の1つの区分により加点し、重複した加点は行わない。 ※主担となる指導者資格を持つ指導者が1名のみの場合は加点対象とせず、記入しない。	2-4-1 各種講習指導者資格決定表（様式 3）	別紙 6	
						講習種類			主担となる指導者の資格
				救命入門コース		① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			1.5点
						② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			0.5点
③ 応急手当普及員・応急手当指導員						0点			
普通救命講習【Ⅰ】				① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者		1.5点			
				② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者		0.5点			
				③ 応急手当普及員・応急手当指導員		0点			
普通救命講習【Ⅱ】				① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者		1.5点			
				② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者		0.5点			
	③ 応急手当普及員・応急手当指導員	0点							
普通救命講習【Ⅲ】	① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者	1.5点							
	② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者	0.5点							
	③ 応急手当普及員・応急手当指導員	0点							
上級救命講習	① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者	2点							
	② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者	1点							
	③ 応急手当指導員	0点							
応急手当普及員講習	① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者	2点							
	② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者	1点							
			6	2－4－2 指導者の業務経験及び指導経験について	3点 指導者で救急医療業務又は救急業務の経験が1年以上あり、かつ左記の業務経験者が6名以上いる 1点 指導者で救急医療業務又は救急業務の経験が1年以上あり、かつ左記の業務経験者が 3 名以上いる	（共通添付書類）指導者の資格を証明する書面 2-4-2-① 経験者一覧表（業務経験）（様式 4）及び業務経験を有する証明書 2-4-2-② 経験者一覧表（指導経験）（様式 5）及び指導経験を有する証明書	別紙 7		
					3点 指導者で応急手当の指導経験が1年以上あり、かつ左記の指導経験者が6名以上いる 1点 指導者で応急手当の指導経験が1年以上あり、かつ左記の指導経験者が 3 名以上いる				
2－5 研修体制	6	6	2－5－1 研修実績及びその内容について	過去1年間に実施した研修内容について 1点 応急手当の指導に関する研修を実施 1点 接遇に関する研修を実施 1点 個人情報保護に関する研修を実施 1点 プライバシー保護に関する研修を実施 1点 ハラスメント対策護に関する研修を実施 1点 新型コロナウイルス等の感染症に対する感染拡大防止対策に関する研修を実施	2-5-1 研修実施報告書（様式 6－1、6－2、6－3、6－4、6－5、6－6）及び研修の受講者名簿・研修資料	別紙 8			
計		100	100						

評価項目詳細シート

評価項目		分類	1 価格評価	細分類	1-1 価格評価
評価点		総点	50	個別点	50
評価内容	項目	1-1-1 価格評価点について			
	詳細				
提出書類	入札書（所定様式）				
加点方法	価格評価点は、以下の算出式により算出する。 価格評価点＝50点×（1－入札価格÷予定価格） 算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。なお、入札価格が予定価格を超える場合は、評価対象外となるため、落札候補者とししない。 予定超過 評価対象外 予定価格以下 価格評価（0～50点） （参考） 評価点の合計が最も高い者が同点数で2者以上存在する場合は、「2 技術的評価」の得点が高い者を落札候補者とし、「2 技術的評価」においても得点の高いものが2者以上存在する場合は、入札金額が低い者を落札候補者とし、入札金額においても同額の場合は、くじにより落札候補者を決定する。				
評価時確認方法	入札金額を確認				

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目		分類	2 技術的評価	細分類	2-1 基本的な考え方
評価点		総点	8	個別点	8
評価内容	項目	2-1-1 本業務の目的及び必要性の理解度について			
	詳細	2-1-1-① 本業務を実施する目的及び必要性を理解しているか 2-1-1-② 本業務に関する新たな取組みがなされているか			
提出書類	2-1-1-① 基本的な考え方（様式1） 2-1-1-② 新たな取組み（様式指定なし）				
加点方法	2-1-1-① …… 6点 本業務の目的及び必要性の理解度について、記載内容に基づき評価する。 【加点方法】 各項目ごとに評価し、合計点を加点とする。 ①応急手当普及啓発業務の目的について …… 1点 ②応急手当の重要性について …… 1点 ③救命の連鎖について …… 1点 ④J R C蘇生ガイドラインの改訂について …… 1点 ⑤突然死の予防について …… 1点 ⑥救命蘇生法における倫理と法律について …… 1点 2-1-1-② …… 2点 本業務に関する新たな取組みがなされているかを評価する。 【加点方法】 ○本業務に関する新たな取組みが提示されている場合 …… 2点				
評価時確認方法	2-1-1-① 基本的な考え方（様式1）の添付により確認 2-1-1-② 新たな取組み（様式指定なし）の添付により確認				

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中 確認方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
注意事項	・添付書類は簡潔にまとめること。 2-1-1-① ・「基本的な考え方（様式1）の提出があった場合であっても、不明瞭な内容のもの、業務仕様書に基づく業務内容と相違しているものは評価しない。 ・各項目ごとに評価せず、全体の記載内容について総合的に評価する。 ・各項目について全て記載すること。なお、空白があった場合には評価しない。 2-1-1-② ・「新たな取組み（様式指定なし）」の提案があった場合であっても、不明瞭な内容のものは評価しない。	
	配付資料等	
その他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目		分類	2 技術的評価	細分類	2-2 履行体制
評価点		総点	16	個別点	10
評価内容	項目	2-2-1 業務実施計画について			
	詳細	2-2-1 業務実施計画が具体的で、かつ各指定された内容に実現性があるか			
提出書類	2-2-1 業務実施計画書（様式指定なし）				
加点方法	2-2-1・・・10点 業務仕様書に記載されている業務内容が網羅され、さらに下記の内容について業務実施計画に実現性があるかを評価する。 【加点方法】 各項目ごとに評価し、合計点を加点とする。 ①業務を円滑に行うためのバックアップ体制が記載されている … 1点 ②講習の特徴を踏まえ指導効果が高まる工夫がされている … 2点 ③十分なスタッフが配置されている … 1点 （計7名以上：指導者資格を有する者6名以上及び受付要員1名） ④普及啓発について具体的な実施計画が記載されている … 2点 ⑤講習等で使用する訓練人形等のメンテナンス管理について記載されている … 1点 ⑥新型コロナウイルス等の感染症に対する感染拡大防止対策について記載されている … 2点 ⑦受講後、応急手当に対する意識の変化に関する調査について記載されている … 1点				
評価時確認方法	2-2-1 業務実施計画書（様式指定なし）により確認する。				

履行担保方法	共通仕様書（総合評価方式）に規定	
契約期間中 確認方法	仕様書及び共通仕様書に基づき、確認を行う。	
注意事項	※添付書類は簡潔にまとめること。 ※業務実施計画書の提出があった場合であっても、不明瞭な内容のもの、業務仕様書に基づく業務内容となっていないものは評価しない。 ※業務実施計画書の内容に加点対象となる内容が記載されている計画書のみ評価対象とする。 ※個人情報（雇用者の氏名等）を含む書類を提出することについて、雇用者に必ず同意を得ておくこと。	
	配付資料等	
その他		

評価項目詳細シート

評価項目		分類	2 技術的評価	細分類	2-2 履行体制
評価点		総点	16	個別点	6
評価内容	項目	2-2-2 危機管理対策について			
	詳細	2-2-2-① 個人情報保護及び情報漏洩防止対策について 2-2-2-② 緊急事案発生時の対応策について			
提出書類	2-2-2-① 情報セキュリティ対策計画（様式指定なし） 2-2-2-② 緊急事案発生時の対応要領（様式指定なし）				
加点方法	2-2-2-① … 3点 個人情報の保護及び情報漏洩の防止について、有効な対策が講じられているかを評価する。 【加点方法】 ○情報セキュリティに関する主担者を定め、個人情報の保護及び情報漏洩の防止についての対策計画が作成されている場合 … 3点 2-2-2-② … 3点 応急手当の各講習指導中の事故、施設・設備等の破損、関係者とのトラブルなどが発生した際の対応策について評価する。 【加点方法】 ○緊急事案対応に関する主担者を定め、緊急事案発生時の連絡・報告体制及び事案発生後の情報共有体制が定められている場合 … 3点				
評価時確認方法	2-2-2-① 情報セキュリティ対策計画（様式指定なし）の添付により確認する。 2-2-2-② 緊急事案発生時の対応要領（様式指定なし）の添付により確認する。				

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中確認方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
注意事項	※添付書類は簡潔にまとめること。 ※「情報セキュリティ対策計画」及び「緊急事案発生時の対応要領」の提出があった場合であっても、不明瞭な内容のもの、業務仕様書に基づく業務内容と相違しているものは評価しない。 ※個人情報（雇用者の氏名等）を含む書類を提出することについて、雇用者に必ず同意を得ておくこと。	
	配付資料等	
その他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目		分類	2 技術的評価	細分類	2-3 事業者の経験
評価点		総点	4	個別点	4
評価内容	項目	2-3-1 類似業務の経験の有無について			
	詳細	2-3-1 当該業務又は類似業務の履行実績の有無について			
提出書類	2-3-1 履行実績調書（様式 2）及び当該履行実績を証明する書面				
加点方法	2-3-1 … 4 点 平成30年度・令和元年度・令和 2 年度における当該業務又は当該業務に類似する業務の履行実績を評価する。 ※類似業務の例： 救命に関する講習会・AED講習等 【加点方法】 ○当該業務又は類似業務の履行実績がある場合 … 4 点 ※評価にあたっては、有効な履行実績が各年度ごとに1件以上あれば加点とする。				
評価時確認方法	2-3-1 履行実績調書（様式 2）及び履行実績を証明する書面（契約書、講習申込書、実施結果報告書等の写し）により確認する。 → <u>履行実績調書には講習開催日又は期間及び時間、講習開催場所、講習内容がわかるように記載すること（現在履行中のものは除く。）</u>				

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中 確認方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
注意事項	※評価にあたっては、有効な履行実績が各年度ごとに1件以上あれば加点。 ※類似業務の内容（講習会内容）には、必ず心肺蘇生法（各年度における最新のJRC蘇生ガイドラインに適した内容）が含まれている講習会のみを加点対象とする。 ※履行実績を証明する書面については、履行実績調書の内容が記載されている書面であれば種類は問わない。	
	配付資料等	
その他		

評価項目詳細シート

評価項目		分類	2 技術的評価	細分類	2-4 業務従事者の資格及び経験
評価点		総点	16	個別点	10
評価内容	項目	2-4-1 資格及び配置状況について			
	詳細	2-4-1 指導者の資格及び配置状況について評価する			
提出書類	2-4-1 各種講習指導者資格決定表（様式3）				
加点方法	2-4-1 … 10点 指導者の配置状況について評価する。 【加点方法】 各講習、主担となる指導者の資格を1つ選択し記入してください。 (主担となる指導者の資格とは、業務開始時から業務完了までの実施回数全てを対象に、2名以上配置する指導者の資格をいう) ※主担となる指導者資格が複数区分に該当する場合であっても、点数の高い方の1つの区分により加点し、重複した加点は行わない。 ※主担となる指導者資格を持つ指導者が1名のみ場合は加点対象とせず、記入しない。				
	講習種類	主担となる指導者の資格			点数
	救命入門コース	① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、 かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			1.5点
		② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			0.5点
		③ 応急手当普及員・応急手当指導員			0点
	普通救命講習【Ⅰ】	① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、 かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			1.5点
		② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			0.5点
		③ 応急手当普及員・応急手当指導員			0点
	普通救命講習【Ⅱ】	① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、 かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			1.5点
		② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			0.5点
		③ 応急手当普及員・応急手当指導員			0点
	普通救命講習【Ⅲ】	① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、 かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			1.5点
		② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			0.5点
		③ 応急手当普及員・応急手当指導員			0点
	上級救命講習	① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、 かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			2点
		② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			1点
		③ 応急手当指導員			0点
	応急手当普及員講習	① 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、 かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			2点
		② 応急手当指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者			1点
確認評価時	2-4-1 各種講習指導者資格決定表（様式3）				

履行担保方法	共通仕様書（総合評価一般競争入札）に規定	
契約期間中 確認方法	仕様書に記載されている提出書類により確認する。	
注意事項	※添付書類は簡潔にまとめること。 ※現在雇用している指導者及び業務開始時までに雇用する雇用予定指導者の資格も対象とする。 ※複数の資格に該当する場合であっても、点数が高い方の1つの区分により加点し、重複した加点は行わない。	
	配付資料等	
その他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目		分類	2 技術的評価	細分類	2-4 業務従事者の資格及び経験
評価点		総点	16	個別点	6
評価内容	項目	2-4-2 指導者の業務経験及び指導経験について			
	詳細	2-4-2-① 指導者の救急医療又は救急業務に関する経験について 2-4-2-② 指導者の指導経験について			
提出書類	2-4-2-① 経験者一覧表（業務経験）（様式4） 業務経験を証明する書面			（共通添付書類） 指導者の資格を証明する書面	
	2-4-2-② 経験者一覧表（指導経験）（様式5） 指導経験を証明する書面				
加点方法	2-4-2-① … 3点 指導者の救急医療業務又は救急業務の経験について評価する。 【加点方法】 ○指導者で救急医療業務又は救急業務の経験が1年以上あり、かつ左記の業務経験者が6名以上いる … 3点 ○指導者で救急医療業務又は救急業務の経験が1年以上あり、かつ左記の業務経験者が3名以上いる … 1点 ○上記条件に満たない場合… 0点 2-4-2-② … 3点 指導者の応急手当の指導経験について評価する。 【加点方法】 ○指導者で応急手当の指導経験が1年以上あり、かつ左記の指導経験者が6名以上いる … 3点 ○指導者で応急手当の指導経験が1年以上あり、かつ左記の指導経験者が3名以上いる … 1点 ○上記内容の条件に満たない場合 … 0点				
評価時確認方法	（共通添付書類）指導者の資格を証明する書面 2-4-2-① 経験者一覧表（業務経験）（様式4）及び業務経験を有する証明書により確認する 2-4-2-② 経験者一覧表（指導経験）（様式5）及び指導経験を有する証明書により確認する				

履行担保方法	共通仕様書（総合評価一般競争入札）に規定	
契約期間中 確認方法	仕様書に記載されている提出書類により確認する。	
注意事項	※入札日及び契約後のいずれかでは加点対象としない ※救急医療業務経験…救急医療に関わる業務経験（救急医療の看護業務含む） ※指導経験…授業（座学）・セミナー・各種講習会・防災訓練等の実施依頼書又は、実施結果報告書で指導者名の記載があるもの。なお、指導の内容は心肺蘇生法の内容が加わっているものに限る。 ※個人情報（雇用者の氏名等）を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。	
	配付資料等	
その他		

評価項目詳細シート

評価項目		分類	2 技術的評価	細分類	2-5 研修体制
評価点		総点	6	個別点	6
評価内容	項目	2-5-1 研修実績及びその内容について			
	詳細	2-5-1 過去1年間の研修実績の有無及びその研修内容が技術の向上等に有効なものであったか			
提出書類		2-5-1 研修実施報告書（様式6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6）及び研修の受講者名簿・研修資料			
加点方法		2-5-1 … 6点 過去1年間（令和元年12月21日から令和2年12月20日）に実施した研修について、研修実施報告書（様式6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6）に基づき、実施状況及び研修内容を評価する。 【加点方法】各項目ごとに評価し加点する ○応急手当の指導に関する研修を実施している場合 … 1点 ○接遇に関する研修を実施している場合 … 1点 ○個人情報保護に関する研修を実施している場合 … 1点 ○プライバシー保護に関する研修を実施している場合 … 1点 ○ハラスメント対策に関する研修を実施している場合 … 1点 ○新型コロナウイルス等の感染症に対する感染拡大防止対策に関する研修を実施している場合 … 1点			
評価時確認方法		2-5-1 研修実施報告書（様式6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6）並びに当該研修の受講者名簿及び研修資料により確認 →研修資料（市販の冊子等を使用された場合は表紙と目次のみの提出。ただし、著者名・発行者名・発行日の記載ページを含む。）を別途添付すること。（添付がない場合は評価の対象としない。）			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中 確認方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
注意事項	※応急手当の指導に関する研修の内容には、各種心肺蘇生関連コースの受講や指導、他の団体によるBLS指導への参加、又は蘇生啓発のためのシンポジウム、フォーラム、講演会、催し、各種学会の学術集会や研究会等への参加を含み、個人的な参加でも可とする。 ※企業独自の研修、教育研修機関への研修派遣は問わない。 ※添付する研修資料が膨大となる場合は、当該資料の要点を簡潔にまとめて添付すること。 ※個人情報（雇用者の氏名等）を含む書類を提出することについて、本人に必ず同意を得ておくこと。	
	配付資料等	
その他		

